

柏原市中規模小売店舗の出店等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の出店等に係る届出について定めることにより、その周辺地域の生活環境の保持のため適正な配慮がなされ、もって、地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 中規模小売店舗とは、一つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 300 m²以上 1,000 m²以下のものをいう。

(事業者の責務)

第3条 中規模小売店舗を新設（既存の建物の床面積を変更し、又は建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）しようとする者（以下「中規模小売店舗設置者」という。）は、当該店舗周辺地域の生活環境の保持のため、第1条の目的を達成するよう適正な配慮に努めなければならない。

(届出)

第4条 中規模小売店舗設置者は、柏原市中規模小売店舗届出書（様式第1）により市長に届け出なければならない。

(届出の時期)

第5条 前条に規定する届出の時期は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合又は柏原市開発指導要綱に該当する場合 当該申請前

(2)建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認を受けなければならない場合 当該申請前

(3)前2号に該当しない場合で、その施設が中規模小売店舗に該当することとなった場合 当該建築物の工事に着手する前

(届出事項の変更)

第6条 第4条に規定する届出を行った中規模小売店舗設置者は、その届出事項を変更しようとするときは、速やかに柏原市中規模小売店舗変更届出書（様式第2）により市長に届け出なければならない。

(情報の提供)

第7条 市長は、第4条及び第6条の規定による届出があった場合において、必要と認めるときは、届け出られた事項の概要を次の各号に掲げる団体に通知するものとする。

(1) 柏原市商工会

(2) その他市長が必要と認める団体

(指導等)

第8条 市長は、第4条の届出を受けたときは、第1条の目的を達成するために中規模小売店舗設置者に施設の設置及び運営方法に関し、適正な配慮がなされることを確保するため、必要に応じて指導または助言を行うことができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成13年3月1日から施行する。